

スクールバスの適正な運送について

令和4年7月25日

中部運輸局静岡運輸支局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Chubu District Transport Bureau

はじめに

中部運輸局

スクールバスに限らず、自動車を使用して、**有償**で旅客を運送する行為は道路運送法の許可・登録が必要となります。

○道路運送法とは？

主に以下を確保・維持・増進するための法律です。

- ・道路運送における安全・安心を確保すること
- ・道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとする
- ・利用者の利益の保護や利便の増進を図ること

○**有償**とは、運送行為に対する報酬と認められる財物を収受することで

- ①継続性を問わない
一回限りの収受でも有償
- ②名目を問わない
協力費、会費、補助金などと称して収受していても有償
- ③直接的であるかを問わない (寄附金等の形成)
運送の利用者から収受していなくても、第3者から収受していれば有償
- ④金銭的給付であるかを問わない
商品券、図書券などの換金性の高いものを収受していても有償
- ⑤運送行為の目的を問わない
非営利目的でも有償
- ⑥給付(運送)と反対給付(報酬)との間の均衡を問わない
利益を出していない状況(収入<費用)でも有償

⇒非営利を目的とした運送であって、利益を出していなくて、有償となるため、道路運送法の許可・登録の対象となります。

2

道路運送法について(許可・登録の種類)

①旅客自動車運送事業 (緑バー)

- ・事業用自動車による有償での運送行為
- ・事業の種類は乗合バス、貸切バス、タクシー、特定旅客運送がある
- ・各事業ごとに許可の基準がある

許可基準を満たせば誰でも許可を得ることが可能

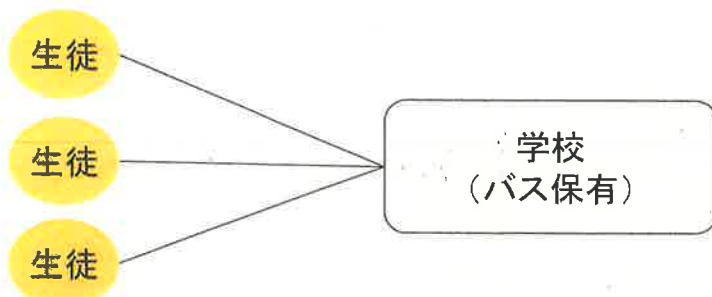
許可の基準＝事業性＋安全性＋利便性(運賃)を審査します

②自家用自動車による有償運送 (白バー)

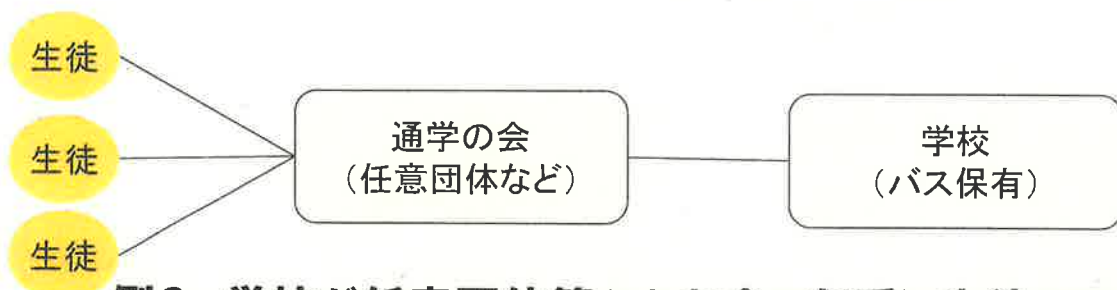
- ・自家用自動車による有償での運送行為
- ・災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合であって、国土交通大臣の許可・登録を得た場合に運送することができます
- ・許可等の**対象者が限定**されており、また、許可等の基準があります
許可等の基準＝安全性＋利便性(運送の対価)を審査します

3

学校がバスを保有し有償で生徒を送迎する行為は、道路運送法の許可等を得る必要があります。



例1 学校が個別の生徒からお金を収受し運送



例2 学校が任意団体等からお金を収受し生徒を運送 (任意団体等は個別の生徒からお金を収受)

4

通園通学に係る自家用自動車の有償運送について

道路運送法第78条

自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。



第3号

公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

公共の福祉を確保するためにやむを得ない場合とは

⇒国土交通省としては、幼児等の保護の必要という観点から「公共の福祉を確保するためにやむを得ない場合」に該当するものとし、幼児、児童、及び盲・聾・養護学校の生徒が通学・通園するための運送を対象としています。

○有償運送の許可対象

幼稚園等が自ら保有する車で、その幼児等を自ら運送する場合又は運行管理等を外部の事業者に委託して運送する場合であって、直接運送に係る費用(燃料費及び運行に係る人件費)相当額程度のものを実費として徴収するとき。

具体的な対象者は

- ・学校教育法第1条で規定されている幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校
- ・学校教育法第134条で規定されている各種学校(幼稚園、小学校、中学校と同等の年齢であって、外国人学校に通う幼児、児童、生徒を対象とするものに限る)
- ・児童福祉法で規定されている保育所等の児童福祉施設
- ・東京都の認証保育所制度のように、一定の条件を満たし認証等を受けた保育施設等

⇒ 高校、大学、予備校や学習塾などは対象となりません。

6

自家用自動車による有償運送(申請の手続き)

有償運送を行うための手続きについて

- ・有償運送許可申請を静岡運輸支局に提出します
(申請書はご連絡頂ければメール・FAX等で送付致します。)
- ・申請書には運送需要者(誰を運送するか)、運送しようとする期日・区間、有償運送を必要とする理由、送迎に係る実費の負担額等を記載
- ・静岡運輸支局にて審査を行い基準に合致すれば許可となります
- ・申請書を提出してから許可となるまで概ね1ヶ月を要します

7

①乗合バス運送

いわゆる路線バス。定時定路線で運行され、運賃は乗車する利用者から個別に収受します。

②貸切バス運送

乗車する者(旅客=生徒)、運行するルート(経路)や時刻は依頼者(運送申込者=学校)と貸切バス事業者で決める。

運賃は貸切バス事業者が運輸局に届出した範囲内で決めます。

③特定旅客運送

特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する事業。

運送(契約)ごとに国に申請を行い許可を得る必要があります。

バス事業者によるスクールバスの運行(乗合バス)

①乗合バス運送(路線バス)

- ・誰でも乗ることができる。

⇒特定の者を限定して乗せることはできません。

- ・運行する路線や乗降場所、運行回数・時刻、運行する車両等は国へ事前に申請・届出する必要がある。

⇒自由に計画を実施・変更することはできません。

- ・運賃は乗合バス事業者が運送原価及び利益を踏まえ計算し、国へ申請を行い、審査が行われ決定される。

⇒運賃の額は自由に決めることはできません。

- ・運賃は利用者から個別に乗合バス事業者が収受します。

②貸切バス運送

- ・貸切バス事業者と個別に契約し**具体的な乗車する者(旅客＝学生)**を決定します。
- ・運行する**ルート(経路)**、乗降場所や運行時間などは国に申請する必要はありません。ただし、道路交通法や労働基準法など関係法令に抵触しないよう、貸切バス事業者と調整ください。
- ・運賃は貸切バス事業者が国に届出した範囲内で決定し、貸切バス事業者が依頼者(**運送申込者＝学校**)から収受します。
 - ⇒運賃は時間キロ併用制で、届出した上限額と下限額の幅の中で決定する必要があります。
 - ⇒年間契約特例の運賃を適用する場合は、貸切バス事業者が運賃届出書を運行実施日の30日前までに国へ提出し審査を受ける必要があります。
 - ⇒貸切バス事業者が乗車する者から**運賃**を個別に収受することはできません。

10

バス事業者によるスクールバスの運行(特定旅客運送)

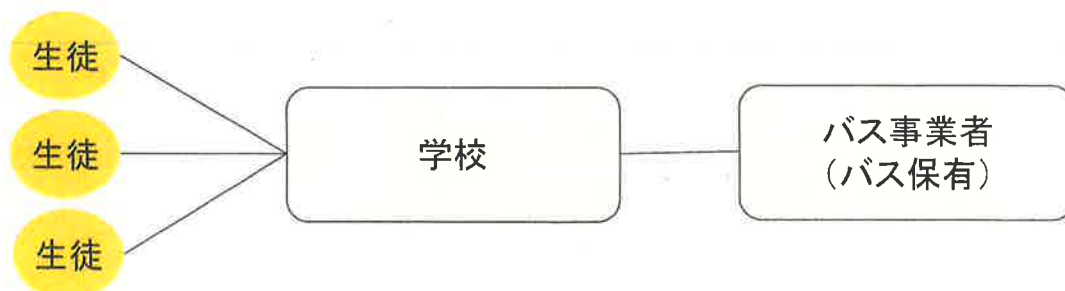
中部運輸局

③特定旅客運送

- ・運行する計画を事前に国へ申請し許可を受ける必要です。
 - 計画・・・取扱旅客、運行する路線・営業区域、使用する自動車など
 - 申請・・・申請書には運送契約書・協定書等の添付が必要です
 - 許可・・・申請から許可となるまで3ヶ月程度を要します。
- ・取扱旅客は、依頼者の事業目的を達成するために依頼者に従属する者を送迎する場合、依頼者が自己の施設を使用させることを事業目的として客を送迎する場合等、依頼者の負担で輸送することに十分合理性が認められる者であることが必要。
 - ⇒自己が保有する施設の利用を目的に、利用者を送迎する行為は対象となります。
 - ⇒ただし、修学旅行、部活動における会場(自己が保有しない施設)への輸送は対象となりません。
- ・運賃は依頼者と特定旅客事業者の交渉により決めます。(届出は必要)

11

貸切バスまたは特定旅客事業者へ支払う委託料に関して、学校が委託料の一部を利用する生徒から徴収する行為について、当該行為は道路運送法ではなく旅行業法の審査対象となります。(学校はバスを保有していないため、道路運送法の対象とはなりません。)



○旅行業法

報酬を得て、一定の行為(旅行業務)を行う、事業

旅行業務・・・自らが運送・宿泊サービス等の旅行サービスを提供するのではなく、利用者が運送サービス等の提供を受けられるよう手配等をする業務

基本的に、生徒から徴収する金額が委託料の一部負担に収まる範囲であれば旅行業法の適用は受けないと解釈されているが、最終判断は登録行政庁(国内旅行であれば静岡県)が行いますので、登録行政庁に相談してください。

貸切バスの「運賃・料金」についてのお願ひ

上海知识出版社



- 貸切バスの運賃・料金制度は、利用者の安全に関わる費用(安全コスト)が適切に反映されているものです。
- 貸切バス事業者が上開・下開値の範囲外で運賃・料金を収受することは、法令違反です。

（一）日産1500台の生産
は、いまは4台に減った
のだから、減った分の
ぶん（一）は、減った分の

上明類と下明類の範囲内の金額
と違っていなければなりません。

引受けた際に、その引受けた者に

[illegible]

運送申込書／運送引受書・乗車券の
記載事項(改定)

[illegible]

③運賃・料金が上限額と下限額の範囲内
とになっていることをご確認ください。

※年間契約については、計算方法の特例がありますので、「貸切バスの年間契約についてのお問い合わせ」(グループシート)をご覧ください。



アール・グレイ



櫻井沢
天守一八五事故

●平成24年4月28日発生
●死者7名死亡、38人重傷の

- 平成28年1月15日発生
- 被害13名死亡、26人・軽傷

標準的な貸切バス事業者の運賃・料金

※地域によって公示順は異なりますので、各地方選挙管区等に確認ください。

五

買切バスの運賃・料金の上限・下限額は
各々の事務所出版です。

チリツク

[illegible]

◆貸切バス乗客者の中には、先通安全技術を修得した乗員の乗入や、貸切バス乗客者安全研修認定（セルフアセスメント）の取得など、安全な運送に向けて積極的に取り組んでいる事業者がいます。

貸切バスを運営する際は、安全な貸切バスを運定・利用する際のポイントを示した「輸送の安全を確保するための貸切バス運定・利用ガイドライン」を最も活用ください。

○国土交通省HP(http://www.mlit.go.jp/idosha/idosha_tk2_000011.htm)



“*Wormholes*” is a book by John Wheeler and Kenneth Thorne, published in 1993. It is a popular science book that discusses the possibility of wormholes, which are hypothetical tunnels through spacetime that could connect two distant points. The book is written in a clear and accessible style, and it includes many diagrams and illustrations to help explain the concepts. It is a great resource for anyone interested in the latest developments in physics and cosmology.

◆公社法人日本バス協会では、貸切バス事業者の安全性確保への取組状況を報告し、

公表しています。「適切なバス事業者安全性評価定制度(サーフィス認定制度)」の認定を受けた事業者を優先して利用ください。

○公益財団法人日本バス輸送HP (<http://www.bus.or.jp/safety/>)

【本制度に關するお問い合わせ先】

国土交通省自動車局旅客課バス営業活性化対策室電話03-5253-8111(内線41252)

各地方運輸局自動車交通経路表(第一編)一、陸上交通



国土交通省

スワールパスの場合



年間契約特例を
利用することで
約3割引きとすること
が可能です。

チワワ

計算方法については、下巻を参照してください。

[illegible]

1日あたりの賞切バス運賃(円) $\times$ 平均的な乗車日数(170日以上 $\times$ 300円以下)

▲上記計画により買出した国で平均的な取崩日数の1.4倍の日数までの取崩が可能

下野の政見は、金銀貨幣の統一、三和會と實業發展會の合併、以人衆博于社會、監獄、刑罰、

国から貸切バス事業者に対して契約した運賃・料金の変更を命ずることがありますので、契約の前には必ずご確認ください。



中华人民共和国交通运输部

前提条件

- 大型バスで学校と最寄駅間の送迎輸送を行う(年間約200日の稼働を想定)
- 豊下駅間の送迎はそれぞれ4往復とする
- 学校から最寄駅までの距離は往復10km、設置は往復1時間である

貸切バス事業者における
経費計算条件

- 大型バス専用：キロ圏内120円、時間料金5,310円(下限額)
- 回送距離は片道5km、回送時間は片道30分(0.5時間)
- 運行開始後及び運行終了後の1時間は点検点検時間として時間割運賃を適用
- 乗客乗降率：95%

1.1 日あたりの賞切バス運賃・料金の計算

西漢書

運送運賃分：往復10km × 4往復 × 2回(登下校) × 120円 = 8,800円…①
 回送運賃分：片道5km × 2回 × 120円 = 1,100円…②
 全日課運賃計：① + ② = 9,900円

度

说明：①分：住型1栋间 × 4住型 + 2间(地下楼) × 5.310円 = 42,480円…①
 ②分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 5,310円…②
 ③分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…③
 ④分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…④
 ⑤分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…⑤
 ⑥分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…⑥
 ⑦分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…⑦
 ⑧分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…⑧
 ⑨分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…⑨
 ⑩分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…⑩
 ⑪分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…⑪
 ⑫分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…⑫
 ⑬分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…⑬
 ⑭分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…⑭
 ⑮分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…⑮
 ⑯分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…⑯
 ⑰分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…⑰
 ⑱分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…⑱
 ⑲分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…⑲
 ⑳分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…㉑
 ㉒分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…㉒
 ㉓分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…㉓
 ㉔分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…㉔
 ㉕分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…㉕
 ㉖分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…㉖
 ㉗分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…㉗
 ㉘分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…㉘
 ㉙分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…㉙
 ㉚分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…㉚
 ㉛分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…㉛
 ㉜分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…㉜
 ㉝分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…㉝
 ㉞分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…㉞
 ㉟分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…㉟
 ㊱分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…㊱
 ㊲分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…㊲
 ㊳分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…㊳
 ㊴分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…㊴
 ㊵分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…㊵
 ㊶分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…㊶
 ㊷分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…㊷
 ㊸分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…㊸
 ㊹分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…㊹
 ㊺分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…㊺
 ㊻分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…㊻
 ㊼分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…㊼
 ㊽分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…㊽
 ㊾分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…㊾
 ㊿分：住型1栋间 × 2间 × 5.310円 = 10,620円…㊿

1日あたりの買切バス運賃・料金
9,900円 + 58,410円 = 68,310円

2 年間要約の計算

$$68,310\text{円} \times (\text{想定稼働日数}200\text{日} \times \text{実稼働率}65\%) = 8,880,300\text{円}$$

1308

130日分の通貨・料金を182日(130日×1.4倍)までの実行が可能
(内3期引き)

この所を占むては、下五段のいふ如き年まで、この所を占むては、下五段のいふ如き年まで、

【本制度に関するお問い合わせ先】

東京大学大学院文学部国文学科 教授 佐々木 康
〒150-8902 東京都渋谷区三軒茶屋4-2-1
電話 03-5253-8111 (内線41252)

中国环境标志